



固定資産税係からのお知らせ

償却資産の申告について

毎年、賦課期日(1月1日)を基準として事業用の償却資産を所有している個人・法人は、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告をすることが、地方税法第383条で義務づけられています。

償却資産とは、事業に使われる構築物や機械・器具・備品などのことです。

無申告または虚偽の申告をすると、過料または罰金刑などが科される場合がありますので、必ず申告を行ってください。

申告書について

前回、申告をした個人・法人の事業主には、申告書用紙を12月下旬に送付しています。

申告が必要で、申告書用紙がない場合、町ホームページからダウンロードするか、税務課固定資産税係にご連絡ください。

法人税・所得税の確定申告とは異なりますので、間違いのないよう申告をお願いします。

また、電子申告(eLTAX)でも受け付けています。利用方法は、ホームページ(<http://www.eltax.jp>)で確認してください。

税額

課税対象となる全ての償却資産の課税標準額を合計した額の1.4%

※ただし、課税対象となる全ての償却資産の課税標準額の合計価額が150万円未満の場合は免税になり、償却資産に対しての固定資産税の課税はありません。

償却資産を改良・代替償却資産を取得した場合

熊本地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が、令和3年3月31日までに代替償却資産を取得した場合、または、地震により損壊した償却資産を改良した場合には、取得・改良した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4カ年度分の固定資産税に限り、取得・改良した償却資産の課税標準額を2分の1に減額します。

必要なもの 熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書

償却資産の申告・特例申告の提出について

提出期限 1月31日(金)

提出先 税務課固定資産税係(役場仮設庁舎1階)

提出方法 郵送または窓口へ直接提出

業種	対象の主な償却資産(例)
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、自動販売機、駐車場の舗装工事など
農業	田植え機、堆肥舎、サイロ、コンバイン(大型特殊自動車)、脱穀機、耕運機、ブドウ棚など
料理飲食店業	テーブル、いす、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機、冷蔵機付きも含みます)など
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど)
不動産貸付業	フェンス、駐車場等の舗装、自転車置き場、門・塀・緑化施設等の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど

土地利用方法の変更の際には連絡を

固定資産税の課税地目は、登記簿に記載されている地目にかかわらず、毎年、賦課期日(1月1日)の現況により認定されます。土地利用方法を変更した場合には、固定資産税係まで連絡をお願いします。

また、地方税法に基づき、随時、現地調査を行っています。調査の結果、固定資産課税台帳の地目と相違があった場合は、職権で課税地目の変更を行います。

建物の取り壊し・所有者変更等をしたら届け出を

建物を取り壊したときは、翌年からその建物は固定資産税の課税対象になりませんので、届け出が必要です。

また、未登記家屋の所有者変更や、建物の増築・リフォームをしたときも届け出を行ってください。

届け出がないと、翌年から引き続き課税されますので、必ず届け出をお願いします。

申告書の提出先や届け出先・圃

税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380